

事業年度又は  
連結事業年度

法人名

前事業年度の事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細						
摘要		課税標準		税率 (100)	税額		税額		備考		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細						
所得割	所得金額総額	37	兆	十億	百万	千	円	(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)	26		
	所得金額	38						課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			
付加価値割	付加価値額総額	39						道府県民税の特定寄附金税額控除額	28		
	付加価値額	40						税額控除超過額相当額の加算額	29		
資本割	資本金等の額総額	41						外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	30		
	資本金等の額	42						外国の法人税等の額の控除額	31		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細						
収入割	収入金額総額	43	兆	十億	百万	千	円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	32		
	収入金額	44						租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	33		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細						
所得割	所得金額総額	45	兆	十億	百万	千	円	納付すべき法人税割額	34		
	所得金額	46						27-28+29-30-31-32-33	35		
付加価値割	付加価値額総額	47						34のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	35		
	付加価値額	48						差引法人税割額	36		
資本割	資本金等の額総額	49						前事業年度の特別法人事業税額の明細			
	資本金等の額	50						法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	75		
収入割	収入金額総額	51						同上に対する特別法人事業税額 (75× / 100)	76		
	収入金額	52						法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	77		
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					前事業年度の特別法人事業税額の明細						
付加価値割	付加価値額総額	53	兆	十億	百万	千	円	同上に対する特別法人事業税額 (77× / 100)	78		
	付加価値額	54						法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	79		
資本割	資本金等の額総額	55						同上に対する特別法人事業税額 (79× / 100)	80		
	資本金等の額	56						法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	81		
収入割	収入金額総額	57						同上に対する特別法人事業税額 (81× / 100)	82		
	収入金額	58						法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	83		
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					前事業年度の特別法人事業税額の明細						
付加価値割	付加価値額総額	53	兆	十億	百万	千	円	合計特別法人事業税額 (76+78+80+82)	83		
	付加価値額	54						仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	84		
資本割	資本金等の額総額	55						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	85		
	資本金等の額	56						納付すべき特別法人事業税額	86		
収入割	収入金額総額	57						<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>			
	収入金額	58									
合計事業税額 38+40+42+44+46+48+50+52+54+56+58					59						
事業税の特定寄附金税額控除額					60						
仮装経理に基づく事業税額の控除額					61						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					62						
納付すべき事業税額 59-60-61-62					63						
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業											
所得割	所得割	64	兆	十億	百万	千	円			付加価値割	65
	資本割	66								収入割	67
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
所得割	所得割	68	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	69		
	資本割	70						収入割	71		
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業											
資本割	資本割	73	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	72		
	収入割	74						収入割	74		

③の内訳